

(情報の共有)

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

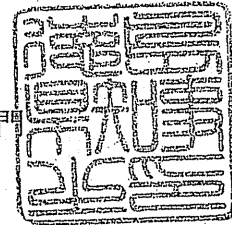
(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

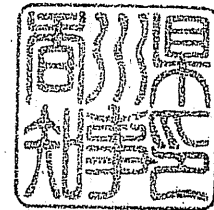
この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

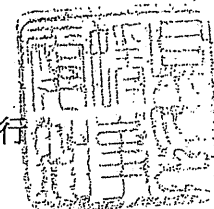
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



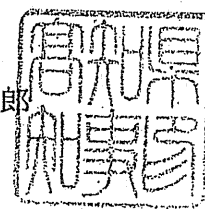
香川県知事 真 鍋 武 紀



愛媛県知事 加 戸 守 行



高知県知事 橋 本 大 二 郎



4) 中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定 (中国・四国9県)

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

- 第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行なう。
- 2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

- 第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。
- 2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。
- 3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

- 第3条 支援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機の派遣及びあつせん並びに資機材の提供
 - (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
 - (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

- 第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下の同じ）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

中国・四国9県カウンターパート制運用規程

(趣旨)

第1条 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（以下「協定」という。）第1条第1項及び協定実施要領第2条第2項に基づき、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項を定める。

(支援を行う県の役割)

第2条 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県（以下「支援担当県」という。）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 連絡員を被災県に派遣して情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
- (2) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
- (3) 被災地ニーズ、支援状況等を支援担当県の所属するブロックに設置される広域支援本部に報告

(災害情報の共有)

第3条 支援担当県と支援の相手方となる県（以下「支援対象県」という。）は、相互に連絡し、被害状況等の情報を共有する。

- 2 前項の情報共有を開始する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成県において別の定めをした場合はこの限りでない。
 - (1) 支援対象県に災害対策本部が設置されたとき
 - (2) 支援対象県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は津波警報（大津波）が発表されたとき
 - (3) 支援対象県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

(連絡員の派遣)

第4条 支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成県において別の定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 前条の情報共有の過程において、支援対象県から支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
 - (2) 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、支援対象県がその受け入れを了承したとき
 - (3) 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、支援対象県に甚大な被害が推測されるとき
- 2 支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、支援担当県が四国ブロックに所属する場合にあっては常任世話人県に対し、その旨連絡するものとする。

(広域支援本部との連携)

第5条 広域支援本部から支援対象県に連絡員の派遣があった場合は、支援担当県及び広域支援本部の連絡員は、相互に連携して情報収集及び連絡調整を行うものとする。

(支援の実施)

第6条 支援担当県は、連絡員からの情報に基づいて、被災県が必要とする支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等により被災県の被害状況等の情報を収集することが困難なときには、連絡員からの情報を待たずに支援を実施することができる。

(支援担当県の調整)

第7条 前4条に定める事項については、協定実施要領第2条第1項の別表1に定めるグループ構成県のうち、被災県以外の県が行うものとする。

2 グループ構成県がすべて被災した場合には、広域支援本部が他のグループ構成県に支援の割当を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

別表1 (第2条)

グループ	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

別表2 (第7条関係)

県名	部(局)	課(室)	係(班等)	電話 (消防防災無線)	ファクシミリ (消防防災無線)
鳥取県	危機管理局	危機管理政策課	企画担当	0857-26-7584 (31-304)	0857-26-8137 (31-311)
島根県	総務部	消防防災課	防災グループ	0852-22-5885 (32-25884)	0852-22-5930 (32-875)
岡山県	(知事直轄)	危機管理課	危機管理 ・国民保護班	086-226-7385 (33-2572)	086-225-4659 (33-5730)
広島県	危機管理監	危機管理課	危機管理 グループ	082-513-2785 (34-89)	082-227-2122 (34-84)
山口県	総務部	防災危機管理課	危機対策班	083-933-2370 (35-821)	083-933-2408 (35-868)
徳島県	危機管理部	危機管理政策課 南海地震防災課	危機管理担当 防災業務担当	088-621-2713 088-621-2716 (36-56)	088-621-2849 (36-57)
香川県	防災局	危機管理課	防災企画・南海 地震グループ	087-832-3188 (37-2484)	087-831-8811 (37-2479)
愛媛県	県民環境部防災局	危機管理課	防災企画係 危機管理係	089-912-2335 (38-2335)	089-941-2160 (38-2328)
高知県	危機管理部	危機管理・防災課	危機管理・防災担当	088-823-9320 (39-11)	088-823-9253 (39-11)

5) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（鳥取、徳島、三重及び近畿圏）

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- （3）前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（調整）

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

- 2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣
 - （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - （3）資機材の提供
 - （4）避難者及び傷病者の受入れ
 - （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。
 - 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

（被害状況等の連絡）

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

（応援要請等の手続）

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。
- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。
- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
 - 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

- 第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。
- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
 - 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 24 年 10 月 25 日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成 18 年 4 月 26 日に締結した「近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 10 通を作成し、各団体記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 25 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

6) 災害時における火葬場の相互応援協力に関する協定（愛知県：県下市町村）

災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

（目 的）

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

（協定市町村等）

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

（応援協力の実施）

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

（応援協力の内容）

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

（応援協力の手続等）

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

（応援協力体制）

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

（協定市町村等の責務）

第7条 第5条第1項の規定により応援協力をを行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力をを行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力を要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長 松原武久

豊橋市長 早川 勝

岡崎市長 柴田紘一

一宮市長 谷 一夫

瀬戸市長 増岡錦也

津島市長 三輪 優

刈谷市長 榎並邦夫

安城市長 神谷 学

蒲郡市長 金原久雄

常滑市長 石橋誠晃

稲沢市長 服部幸道

新城市長 穂積亮次

知多市長 加藤 功

知立市長 本多正幸

田原市長	白井孝市	愛西市長	八木忠男
蟹江町長	横江淳一	飛島村長	久野時男
弥富町長	川瀬輝夫	一色町長	都築 讓
設楽町長	加藤和年	東栄町長	森田昭夫
知多中部広域事務組合管理者		愛北広域事務組合管理者	
半田市長	榊原伊三	江南市長	堀 元
衣浦衛生組合管理者		豊川宝飯衛生組合管理者	
高浜市長	森 貞述	豊川市長	中野勝之
知多南部衛生組合管理者		豊田三好事務組合管理者	
南知多町長	森下利久	豊田市長	鈴木公平
尾張東部火葬場管理組合管理者		知北平和公園組合管理者	
春日井市長	鵜飼一郎	東海市長	鈴木淳雄
西尾幡豆広域連合長	中村晃毅		
立会人	愛知県健康福祉部長	今井秀明	

別表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

4. 災害時における施設の運営

A. 火葬場運転要員の確保

大災害時においては、想定を超える多数の死者が発生するので、後述するように、通常の運営を超えた運営が必要となるため、運営要員の確保が問題となる。東日本大震災時においては、火葬場運営要員の確保は、多くの施設で火葬炉メーカーの職員に依存するところが大きかった。これは、震災を受けた火葬設備の点検をメーカーが行い、そのまま、現地に残って運転指導を行ったため、施設によっては被害を受けた火葬炉部品の手配にメーカーが大きく貢献した。

一方、火葬施設は民間委託が進んでおり、そのような場合には、委託を受けた事業者が要員の確保を行っている。近年まで直営であった施設では、配置換え等で他の部局に火葬場 OB がいれば応援することも可能で、実際そのような対応をした施設もあった。しかし、直営が減少している最近の状況では火葬場 OB の確保は難しいのが現状である。

また、火葬場相互間での応援職員の派遣は、平常時に緊密な関係を構築しておくことが必要である。委託事業者も含め後に記述する火葬場連絡協議会などを通じて、応援体制を構築することが望まれる。

B. 設備の損耗、資機材の確保などへの対処

現在の火葬場における、建設計画においての火葬炉運転仕様では1炉あたりの稼働回数が1～3回となっている。平常時は1～2回の施設が多いため多数回転を想定していない。昨年に実施した火葬場への聞き取りでも明らかになったが、災害時の対応として5回転以上の過負荷運転を行うと、炉体及び台車の過熱で火炉台車が動かなくなるなどのトラブルが発生している。これは、炉形式、火葬炉の老朽化の度合いなどによっても一定ではないが、現在の火葬炉の仕様が上記に示したように1～3回の運転回数を前提としているため、それ以上の稼働回数になると熱膨張により火炉台車に変形するなどして、運転が継続できなくなる可能性があるためである。

このため、第6章でも述べるが、火葬炉建設にかかる仕様で、例えば「5回転が可能とする」とうたうことにより、炉メーカーはそのための熱負荷を設計に加えることとなり、問題を生ずることなく多回転運転が可能となる。

もう一つの課題は、現状の火葬施設は地域への融合性やデザインに設計の主眼が置かれ、火葬場の本来の機能である火葬炉設備が後回しになる傾向がある。これらを反映して、建設費においても施設全体の建設費に占める火葬炉設備費が概ね20%程度と少ない。このため、建築設備主体で設計が行われるためである。

このため、完成した火葬場では、次のような問題が発生している。

- ① 火葬炉の運転がやりにくい
- ② 建物内に熱がこもる
- ③ 後年発生する改修工事に支障が出る

などである。

火葬炉機能を最大限に発揮できるよう「換気」はもとより将来の施設更新等に十分配慮した建築設計が必要である。数は少ないが民間施設では熱の発生する排ガス処理設備などを、外観

上を考慮したうえで建物外に設置するなどの措置をとっている例があり、火葬場の設計時ににおける配慮が望まれる。

資機材の確保については、個々の火葬場で一定の備蓄は必要であるが、協定等による事業者からの供給も大規模災害時には供給に困難が発生することが予想される。このことは、3章で示した広域火葬計画策定自治体へのアンケートでも不安が示されている。火葬場が共同して備蓄を行ったり、国、都道府県または民間事業者が協議し、数カ所の拠点を設けて備蓄することも検討されてよい。なお、この場合は全国一律ではなく、地域の火葬習慣に基づききめ細かな配慮が必要である。

C. 緊急時の火葬場の対応

1) 火葬中に災害が発生した時の対応

東日本大震災では、多くの火葬場が「友引」による休館日であったことと、震災発生の間が、午後の火葬が終了する間際の時間であったことが幸いした。通常の火葬業務中に災害が発生した場合は、まず、火葬中の遺体の火葬を終了するためにあらゆる手を尽くさなければならない。一般的には、非常用発電機が設置してあれば、正常に起動することによって、火葬中の遺体の火葬は終了することが可能である。このため、次に掲げる項目について、平常時に点検及び災害時を想定した訓練を怠ることの無いよう注意が必要である。

① まず、来館者及び職員自らの身の安全を確保する。

② ①の後、非常用発電機によって火葬を継続し終了させる。

このため、平常時において非常用発電機を点検するとともに定期的に試運転し、正常に起動すること及びVベルトなど消耗品等の劣化がないことを点検する。また、発電機の燃料及び火葬炉用燃料の残量を常に確認する。

2) 災害発生後の対応

(1) 火葬設備の点検

大災害の発生時においては、火葬が行えるかどうかなど、炉体、排ガス処理系統、燃料系統など施設の被害状況を早急に調べる必要がある。非常用発電装置等は日ごろから稼働確認をしておかなければならない。東日本大震災では、自動的に発電機が作動したものの、Vベルトが破断して予備もなく、ましてや購入手配できる状況ではなかったケースがあった。

(2) 被害状況の確認

大災害時には、停電や通信手段が途絶えたりして情報の取得が難しくなるので、携帯ラジオ、非常用無線などから被害状況を取得する必要がある。

同時に、火葬場従事者の安否確認も重要で、火葬場が運転できるかどうかにかかってくる。非常時の連絡手段を構築しておく必要がある。

(3) 停電復旧の見通し、燃料確保の状況などユーティリティの状況や確保のための行動で、業者との協力協定等を締結していれば準備状況及び確保の状況等を確認する。

(4) 要員確保の見通し

職員が被害にあっている場合や、時間外対応が必要となることが予想される場合は、人員要請をすることになるが、簡単に人員が補充されるとは考えにくい。このため時間外対応が必要になるが、現状の職員でどこまで運転が可能か十分検討協議が必要となる。

(5) 運転計画の作成

上記の確認が取れたうえで、火葬計画の策定になるがこの間火葬場連絡協議会、都道府県などから火葬協力要請が来れば、広域火葬計画に基づいて積極的に対応する。

複数の火葬場がある自治体では、平常死遺体と災害遺体との割振り、単一の火葬場では時間調整によって火葬を行う。

D. 緊急時対応マニュアルの策定及び実地訓練の実施

平常時において、緊急のレベルごとに対応マニュアルを策定し、これに基づいて実地訓練を行う必要がある。参考として当協会が作成した「火葬場の危機管理マニュアル作成指針（案）」を示す。このマニュアルは、当協会が実施している「火葬場管理士資格認定講習」において、平成16年から用いているテキストから引用・修正したものである。

火葬場の危機管理マニュアル作成指針（案）

NPO法人 日本環境斎苑協会

第1章 総 則

第1 目 的

火葬場の危機管理マニュアルは、火葬場において災害の発生防止、被害の最小限度の抑止、また、事故等の発生抑制などを目的として作成するものであり、市町村の火葬場担当課職員、火葬場の職員及び関係者に日常から十分に周知させること等により異常事態が発生しても、火葬の円滑化を図れるようにすることをねらいとするものである。

第2 災害、事故に対する基本的な考え方

危機管理マニュアルの作成に当たっては、次の基本的な対応策を考慮する。

- (1) 発生する災害、事故は大きく想定し、発生したら被害を最小限度に抑えるよう努めるものとする。
- (2) 災害、事故への対応策は、常に代案を準備する（災害のレベルがまちまちであることから第1案、第2案……を考えておく）。
- (3) 災害、事故が発生したら、先ず第1報（第1案は電話、第2案は携帯電話、第3案はFAX、第4案は有線電話又は無線電話等）を市町村の火葬場担当主管課と消防署等へ速やかに行う。また、事態が進展したらその状況を第2報、第3報……として続報を忘れずに行う（具体的に、誰に、どこへ（関係機関先等）報告するかを決めておく）。

第2章 予防対策

第3 防災組織と役割分担

市町村の火葬場担当主管課及び火葬場を含めた防災組織及び役割分担を別表のとおり定める。（別表参照）

第4 施設、火葬炉設備の耐震性、耐火性等の確認

施設の防災性及び火葬炉設備の耐震性、耐火性、消火設備等の確認を定期的に行い、どの部分

に弱点があるかなどをチェックし、現況を把握する。現況を把握した結果は、項目ごとに、計画的に補強整備するものとする（例えば燃料タンクが地上の場合は、据付け基礎を補強する。燃料供給パイプの機器への接続がフレキシブル（柔軟な）ホースで繋がっていない場合は改善する。建物や煙突等の構築物の耐震強度を審査し、必要があれば耐震性の向上について整備を年次計画で実施する。）

第5 作業環境の整理整頓

床上に器材を乱雑に置いてあってはならない。また、地震により棚や頭上から物が落下したり、立て掛けた物が倒れたりしないように整理整頓及び必要により補強を行う。

第6 必需品の備蓄

自家用発電機の設置、燃料は劣化の少ない軽油を使用し、備蓄する。火葬用燃料として都市ガスを使用している場合は、供給の安定性について十分検討するとともに、必要によりガスボンベ又は液体用バーナ及び燃料を災害用予備品として用意する。

上水道の断水時に緩衝池や調整池などの水は水洗トイレ用水として、また消火用水として役立つため、プラスチック製バケツなどを日常的に多めに揃えておくものとする。

第7 防災総合訓練

1年に1回以上、火葬場担当主管課職員及び火葬場職員等の合同により防災総合訓練を実施する。

- | | |
|------------------------|--|
| ① 火災発生報告 | ④ 火葬炉の自動から手動への切替え訓練 |
| ② 消火訓練
(消火設備の作動を含む) | ⑤ 自家用発電機の稼働訓練と燃料補給 |
| ③ 避難誘導訓練 | ⑥ 都市ガスバーナから液体バーナへの切替訓練
と燃料備蓄量の確認等々。 |

広域火葬計画が策定されていたり、地域防災計画の中で規定されている場合は、これらに基づく総合訓練を行うことが望ましい。

第3章 発生時対策

第8 非常勤務体制

災害の発生と同時に火葬場担当主管課職員及び火葬場の職員は、非常勤務体制に入るものとし、可及的速やかに持ち場に駆け付け、防災班長の指揮監督下に入る。勤務中の職員は直ちに初動措置（例えば消火、人命救助等）を行った後、火葬炉の運転、会葬者の避難誘導、受付・連絡、交通整理等の役割分担表に基づいて緊急業務に当たるものとする。

第9 災害発生報告

災害が発生した場合、現場にいる者は、全てに優先して先ず初動措置を行いながら大声で「〇が発生」と叫び、周辺の者に認知させて火葬場担当主管課と消防署等（あらかじめ報告先を決めておく）に知らせるものとする。

第10 被災した遺体の受入体制

災害時の受入可能遺体数／日（火葬従事職員数や火葬炉数から遺体を1日に何体まで受入れ可能かをあらかじめ決めておく。）に応じて遺体搬入の受付整理を行う。また、火葬場建物内、駐

車場及び進入路の混雑を避けるため会葬者数を最小限度まで制限し、交通整理を行う。

第11 被災した遺体の火葬

被災した遺体を火葬した場合は、日報として火葬場担当主管課を通じて都道府県生活衛生主管課に報告するものとする（都道府県は厚生労働省に報告する）。

第12 復旧措置

施設や火葬炉設備が部分的に損壊した場合は、応急措置を行って稼働させるか、又は施工・修理業者（あらかじめ業者を決めておく）を呼ぶなどして早期の復旧に努める。

なお、災害救助法が発令された場合は、復旧費用について補填されるので都道府県を通じて費用請求を行う。

第13 被害報告と遺体の受入要請（広域火葬の発動）

火葬炉設備等が大きく損壊したり、職員が被災し火葬業務が行えない場合、又は、管内の被災した遺体数が火葬能力を超える場合は、直ちに都道府県生活衛生主管課へ遺体の受入要請を行う。

第14 報告

広域火葬計画に基づき報告を行う。

第4章 事後対策

第15 完了報告等災害に伴う業務が完了した場合、完了報告を行う。また、マニュアルの不備な部分が判明すれば見直し、修正を行う。

この危機管理マニュアル（案）は、市町村の火葬場担当課及び火葬場の危機管理マニュアルであって、広域火葬計画の実施にあたっては地域ごとに被害想定が異なることを勘案して、マニュアルの第1章第2に示すように、想定される被害をいくつかに分類して分類ごとに対応を考える必要がある。まさに、地域の実態に応じて策定されることを望むものである。

なお、昨年調査した火葬場へのアンケート結果では、784施設から回答を得たが、火葬場間の連絡会議を持っている施設は58施設7.4%、災害を想定した危機管理マニュアルを作成策定している施設は75施設9.6%、災害時を想定した防災訓練を行っている施設は121施設15.4%であった。まだまだ対応は十分ではない。

別表：危機管理マニュアル作成指針（案）第2章第3示した防災組織

自衛消防隊の編成と任務（例）

自衛消防隊長 自衛消防副隊長 防火管理者	（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。） （隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。） （〇〇火葬場の防火責任者）		
防火管理者			
分担	平常時の任務	警戒宣言発令時の 組織編成	警戒宣言発令時の 任務
通報連絡 担当	消防機関への通報及び通報の確認 事業所内への非常放送及び指示 命令の伝達 関係者への連絡（緊急連絡一覧表 による。）	通報連絡担当は、情報収集 担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により 情報を収集する。
初期消火 担当	出火場所への直行、消火器、屋内 消火栓等による初期消火	消火担当は、点検担当とし て編成する。	担当区域の転倒、落下防 止措置を講ずる。
避難誘導 担当	出火時における避難者の誘導 負傷者及び逃げ遅れ者の確認 非常口の開放及び開放の確認と 避難障害物品の除去	避難誘導担当は、平常時 と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難 誘導を行う。
(安全防護 担当)	上下水道・消火用水の保全確認、 電気、ガス等の安全措置及び防火 戸、防火シャッターの操作	安全防護担当は、点検担当 として編成する。	上記の消火担当の任務 に同じ。
(応急救護 担当)	応急救護所の設置 負傷者の応急処置 救急隊との連携、情報の提供	救護担当は、応急措置担当 として編成する。	危険箇所の補強、整備を 行う。

E. 大規模災害時における施設運営の基準

東日本大震災では、火葬場そのものが津波被害にあつて、施設が全壊したN市では、「市民はできるだけ地元で火葬してあげなさい。」との、市長の意向のもとで、火葬炉が津波を受けて被害を受けたにもかかわらず、3週間後には火葬炉のみ修理を完了して、火葬を始めている。幸い、同型の火葬炉が全国に実績があったため、メーカーを通じて、全国から部品をかき集め炉の運転にこぎつけたのである。この際、炉は1日5回転して市民の遺体の火葬を行っている。6回転まで試みたが熱による変形でトラブルが発生したということである。

H町では、原発事故のため遺体を他市に移送することもできず、かつ、火葬要員を他市から応援してもらうこともできなかった。幸いにして、元火葬場職員が他部局に移動していたため、これらの職員に応援を求め、昼間4回転、夜間4回転の1日8回転で火葬を行った。

この様な実績を参考にして、南海トラフ地震の想定最大死者数を前提として、火葬炉の回転数を増やすことによってどの程度火葬能力が増加できるか、広域火葬をこれに合わせることにより、どの程度迅速に火葬が実施できるかを検討した。なお、死者数は、自然死者数も含めている。

1) 基本データ

① 火葬場数	1,521	施設	(日本環境斎苑協会資料)
② 火葬炉数	5,376	基	(日本環境斎苑協会資料)
③ 自然死者数	1,299,136	人	(平成23年、厚生労働省資料)
④ 大規模災害死者数	15,882	人	(東日本大震災、警察庁発表 平成25年3月11日現在)
⑤ 自然死者数最大	1,669,000	人	(平成52年、人口問題研究所推計)
⑥ 大規模災害推計最大死者数	323,300	人	(内閣府中央防災会議資料)

2) 推計方法

(1) 東日本大震災における遺体発生数と経過日数の近似式は

$$y = -1.6144x^2 + 209.99x + 8136.2 \quad R^2 = 0.9996$$

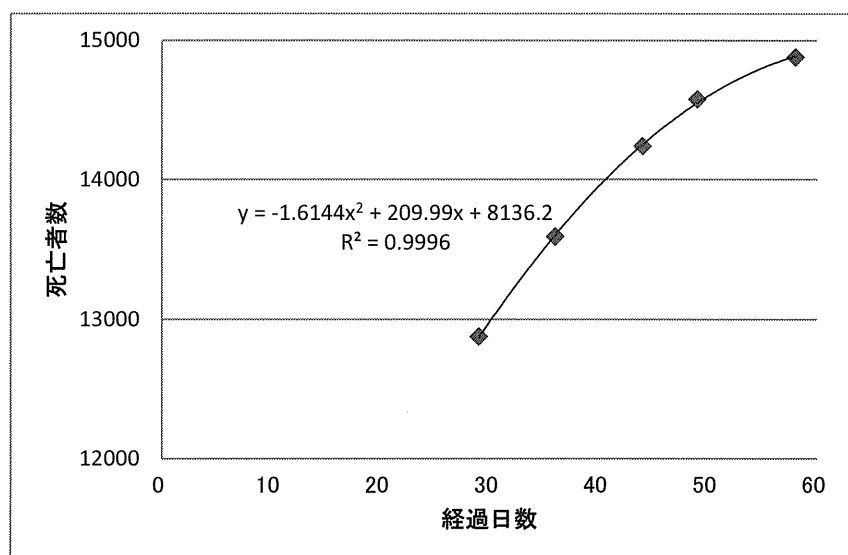


図-5 東日本大震災における遺体発生数と経過日数の近似式

(2) (1)の近似式による経過日数ごとの遺体発生率を算出し、南海トラフ地震における10～60日の遺体発生数を想定する。

表－17 南海トラフ地震における想定遺体発生数
(東日本大震災遺体発生パターン近似式による)

経過日数 (日)	10	20	30	40	50	60
東日本大震災における想定遺体数 (人)	10,075	11,690	12,983	13,953	14,600	14,924
発生率 (%)	63.43	73.61	81.75	87.85	91.93	93.97
南海トラフ地震における想定遺体数 (人)	205,084	237,971	264,286	284,028	297,197	303,794

(3) 最悪条件として、自然死が最大となる平成52年(2040年)に南海トラフ地震が起きたと仮定し、自然死遺体と震災死遺体を合計する。

(4) 各火葬場のすべての火葬炉を対象として、火葬場の火葬能力を求める。

$$1 \text{ 日の火葬場の火葬能力} = \text{火葬炉基数} \times \text{回転数}$$

(5) (3)の遺体数と(4)の火葬能力の比較は、地震発生後10日間とする。これにより不足する能力を算出する。

3) 推計結果

(1) 全国で支援した場合

試算によれば、全国のすべての火葬場(炉数1炉以上の全火葬場)が、1日1炉5回転の火葬をおこなえば、10日後には、火葬能力が遺体発生数を上回る。

(2) 全国をいくつかの地域に区分した場合

想定される被災地域を大まかに関東圏、静岡圏、愛知・三重圏、和歌山圏、四国圏、宮崎圏に区分して災害遺体の火葬が一段落する日数を推計した。なお、ここでいう一段落とは、災害遺体の火葬が終了するということではなく、ピークを超えるという意味であって平常運転に復帰することではない。

① 関東圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)では、南海トラフ地震遺体数が他圏より少ないため、比較的に大規模施設(ここでは11基以上)が3回転すれば10日間で火葬が実施できることとなる。

② 静岡圏(山梨、長野、岐阜、静岡)では、全施設で5回転してもかなりの期間火葬能力が不足することとなる。表からは、ようやく36日後に火葬能力が上回る。3基以上の施設に限定すると41日になる。

③ 愛知・三重圏(愛知、三重、滋賀)では、②と同様、全施設で5回転してもかなりの期間火葬能力が不足することとなる。この圏域では3基以上の施設で5回転することにより25日後には遺体の火葬が一段落することになる。なお、圏域を富山、石川、福井の3県に応援を求めると期間を短縮することができる。

④ 和歌山圏(京都、大阪、兵庫、奈良)、3基以上の施設で5回転すると火葬能力が満たされることとなる。

⑤ 四国圏(徳島、香川、愛媛、高知)では、②、③と同様、全施設で5回転してもかなりの期間火葬能力が不足することとなる。ここでも、3基以上の施設が5回転することによ